

私立大学医学部・私立医科大学附属病院臨床検査部長会 会則

2014年11月24日施行
2023年6月3日一部改正

(名称)

第1条 この会は私立大学医学部・私立医科大学附属病院臨床検査部長会（以下、私大臨床検査部長会と略す）と称する。

(所在地)

第2条 この会は次の所在地に置く。
(千葉県成田市畑ヶ田 852 国際医療福祉大学成田病院 臨床検査科)

(目的)

第3条 この会は従来存在した私立医科大学病院中央検査部部長会を見直し、会としての機能を有効にさせるために、私大臨床検査部長会として発展的に再編したものである。私立大学医学部・私立医科大学附属病院臨床検査部の管理運営に関する情報の交換を行い、私立大学病院臨床検査部技師長会と協力しながら、臨床検査部共通の問題点を討議し、解決策を策定、学会、関係団体等に提言してゆくことを目的とする。

(構成)

第4条 この会は私立大学医学部・私立医科大学の附属病院 臨床検査部長・副部長又はこれに準ずる会員で構成する。以下、会員とは本会則の趣旨に賛同して会費を納入した者を指す。

(入会)

第5条 この会に入会しようとする者は所定の手続きを行い、事務局に入会届を提出しなければならない。

(会費)

第6条 この会の運営費として年額1施設金5,000円を徴収し、事務局がこれを管理する。既納の会費は理由の如何に関わらず返納しない。

(退会)

第7条 この会を退会しようとするときは、事務局へ退会届を提出しなければならない。

(役員)

第8条 この会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 理事 若干名（上限を原則5名までとする）
4. 会計庶務1名
5. 監事 2名

(役員を選出)

第9条 理事、会計庶務、監事は会員の中から選出される。会長は理事の中から選出される。副会長は理事から会長が指名する。但し、選出される役員の外に、会長は若干名の理事を指名できるものとする。

(役員の仕事)

第10条

1. 会長はこの会の業務を総括し、この会の代表とする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行成し得ない際はその職務を代行する。
3. 理事はこの会の業務を分担し、総会及び理事会の決議した事項を処理する。
4. 会計庶務はこの会の会費・財産の管理を行う。
5. 監事はこの会の業務を監査する。

(役員任期)

第11条 この会の役員任期は2年とし再任を妨げないが、最長連続4年とする。

(役員費用弁償)

第12条 この会の役員はその職務に対して報酬を受けない。ただし職務を遂行するために必要な費用の弁償を受けることができる。

(会議)

第13条 この会の会議は次の通りとする。

1. 総会は年に1回以上開催し、その際の議長は当番校の臨床検査部長が務める。但し、役員の過半数の承認により総会の開催を延期または中止とすることができる。
2. 必要に応じて会長は理事会を招集することができる。
3. 役員会の議長は会長とする。

(総会の成立)

第14条

1. 総会はこの会の議決機関である。
2. 総会は会員の過半数の出席によって成立とする。
3. 総会への出席は委任状によって代えることができる。
4. 総会での議決は出席者の過半数をもって承認とする。

(会計)

第15条

1. この会の会計は会費、寄附金、その他の収入によってまかなう。
2. この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
3. この会の会長は年度末に収支決算書を作成し、次年度の総会にて出席者の過半数の承認を受けるとする。
4. この会の会長は年度毎に予算案を作成し、総会出席者の過半数の承認を受けることとする。

(会則の変更)

第16条 この会則は総会の承認を経て変更することができる。

(設立年月日)

第17条 本会の設立年月日は平成27年4月1日とする。

(補則)

第18条 この会則に定める事柄以外は別途細則に定める。

(附則)

第19条 この会則は2023年6月3日から施行する。